水振第 112 号 令和6年5月9日

岩手海区漁業調整委員会 会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第2号、第6号及び第7号に掲げる知事許可漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課

漁業調整担当(髙梨)

電話: 019-629-5819 FAX: 019-629-5824

E-mail: airi-n@pref. iwate.jp

2

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

-	漁業種類				推進	船舶		許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業 時期	機関の馬力数	の 総ト ン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき漁業 者の数
	なまこ		第一種共同漁業一共 第 15 号に隣接する漁 業権が設定されてい ない海域				久慈市に住所を有する者	10
なまこ漁業(なまこ潜水		なまこ かぎ、たも	第一種共同漁業一共 第 103 号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域	8 月 1 から			下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	43
器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。)			第一種共同漁業一共 第 105 号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域	3 月 31 日 まで	_	_	宮古市に住所を有する者	22
			第一種共同漁業一共 第 106 号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域				宮古市に住所を有する者	77

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和6年6月14日から令和6年7月15日まで

(3) 備考

- ア この許可の有効期間は、令和6年8月1日(令和6年8月2日以降の場合は許可の日)から令和7年3月31日までとする。
- イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。
 - (イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出する ものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

ì	漁業種類 水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推選の力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可また は超可まを で れ さの きの 数 者の数
							久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち 洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第 一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から 操業の同意を得ている者	定めなし
な ま こ 漁 業 (なまこ潜水		なまこ かぎ、たも	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	8 月 1 日 から			宮古市及び下閉伊郡(普代村を除く。)に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。)	73 J. 18			3 月 31 日 まで			釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る 第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者か ら操業の同意を得ている者	定めなし
							大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に 係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権 者から操業の同意を得ている者	定めなし

							久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち 洋野町及び野田村に住所を有し、操業区域に係る第 一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
なまこ潜水器漁業(繁殖期			第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	8 月 1 日 から	_		宮古市及び下閉伊郡(普代村を除く。)に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
なまこ漁業を除く。)	なまこ	潜水器		3 月 31 日 まで		_	釜石市及び上閉伊郡に住所を有し、操業区域に係る 第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし
							大船渡市及び陸前高田市に住所を有し、操業区域に 係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年8月1日(令和6年8月2日以降の場合は許可の日)から令和7年3月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) なまこ漁業(なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く。)
 - a 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。
 - b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- (イ) なまこ潜水器漁業 (繁殖期なまこ漁業を除く。)
 - a 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。
 - b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
 - c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出する ものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

固定式刺し網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げる次の固定式刺し網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項 及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 固定式刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	漁業種類 水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	· 操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき船舶 等の数		
				1月1 日から 12月	H-11752	20 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、 下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋 野町若しくは野田村に漁業根拠地を有する もの	96		
固定式刺し網	アイナ	刺し網	岩手県				岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又 は下閉伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地 を有するもの	58		
漁業	メ等		沖合海面	12 万 31 日ま で	制限なし		岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又 は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	35		
										岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市 又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和6年6月5日から令和6年7月8日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年8月1日(令和6年8月2日以降の場合は許可の日)から、令和9年7月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 第2種共同漁業の漁場の免許区域内の海域においては、操業してはならない。
- (イ) 水深 400 メートル以浅の海域においては、めぬけの採捕を目的として操業してはならない。
- (ウ) 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の別表第4に規定する沖合底びき網漁業の禁止区域以外の海域に おいては、けがにの採捕を目的として操業してはならない。
- (エ) さけ、ます、雌のけがに及び甲長8センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。
- (オ) 毎年4月1日から11月30日までの間、けがにを採捕してはならない。
- (カ) 毎年 10 月1日から 12 月 15 日までの間、網目の大きさと鉛直方向における網目の数を掛けた長さが 5 メートルを超える刺し網を使用してはならない。
- (キ) 刺し網の長さ(仕立て上がりの状態における浮子綱の長さをいう。)の合計が 1,800メートルを超えて刺し網を船内に積み込んではならない。
- (ク) 刺し網は、沈子綱を海底につけて敷設しなければならない。
- (ケ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出する ものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

船びき網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第7号に掲げる次の船びき網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び 岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

Ŷ	漁業種類 水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可また は起ずをす べき船舶 等の数	
			岩手県	2月1日 ら5月 31日 で			岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下 閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若 しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	1	
あみ船びき網	ツノナシアミ	船びき網			制限なし	5トン以 上 20 ト		17	
漁業		NO OVE NO	沖合海面		المراق	ン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は 上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	8	
									岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又 は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの

							岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下 閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若 しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	2
船びき網漁業 (あみ船びき 網漁業を除	ウミタ ナゴ等	船びき網	岩手県沖合海	1月1日 から 12 月 31 日	制限なし	20 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は 下閉伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地を有す るもの	30
<.)			面	まで		71.11.4	岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は 上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	6
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又 は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	53

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月24日から令和6年6月24日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年7月1日(令和6年7月2日以降の場合は許可の日)から、令和9年6月30日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あみ船びき網漁業

- a 岩手県漁業調整規則第 40 条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。
- b さけ、ます、いか、いかなご、しらうお、しろうお及びさよりを採捕してはならない。
- c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- (イ) 船びき網漁業(あみ船びき網漁業を除く。)
 - a 岩手県漁業調整規則第 40 条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。
 - b さけ、ます、いか及びあみを採捕してはならない。

- c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- (ウ) 両漁業種類を併記する場合
 - a 岩手県漁業調整規則第 40 条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。
 - b さけ、ます及びいかを採捕してはならない。
 - c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出する ものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、 これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。